

## <報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和8年5月28日

### 「埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金」の受付を開始！ ～米加工食品や清酒等の製造事業者を支援します～

埼玉県では、令和8年5月29日（金）から「埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金」の申請受付を開始します。

これは、加工用米及び酒造好適米の高騰に直面する中小企業者の負担を軽減するため、緊急的措置として、加工用米等を原料に清酒等の酒類や味噌等の調味料、米菓等の菓子等の製造を行う事業者に対して、令和7年産の加工用米等の価格高騰分相当額の支援を行うものです。

#### 1 制度概要

##### (1) 支援対象事業者

###### 次のいずれにも当てはまること

- 玄米または精米を主たる原料とする米加工食品等の製造事業者であること  
(主な米加工食品の例)
  - ・清酒等の酒類
  - ・味噌等の調味料
  - ・米菓等の菓子
  - ・もち、だんご
  - ・米穀粉、玄米粉
  - ・冷凍米飯等の加工米飯など

※飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は対象外です。

- 県内に本社又は主な事業所を有する中小企業者\*であること

\*中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの

##### (2) 支援対象となる加工用米等

###### 次のいずれにも当てはまること

- 酒類、調味料、菓子等の製造に利用するために購入した令和7年産の加工用米及び酒造好適米の玄米又は精米であること

- 令和8年10月31日までに納品及び購入代金の支払いが完了していること

## **2 申請手続等**

### **(1) 受付期間**

- ① 令和8年7月31日までに納品・支払いが完了するもの  
令和8年5月29日(金)～令和8年7月31日(金)まで受付
- ② 令和8年8月1日から令和8年10月31日までに納品・支払いが完了するもの  
令和8年8月1日(土)～令和8年9月15日(火)まで受付

### **(2) 申請方法**

原則、WEB申請フォームによるオンライン申請

※郵送でも申請できます。

なお、オンライン申請は、令和8年5月29日(金)午前9時から開始します。

### **(3) 必要書類**

申請書、実績報告書、加工用米等の購入量や金額等がわかる書類等  
詳細は「4 その他」に記載の埼玉県ホームページをご覧ください。

## **3 問い合わせ先**

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金コールセンター

0120-964-048

午前9時～午後5時(土・日・祝を除く)

## **4 その他**

交付要件等の詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/komekakakukoutoushien.html>